



10

松平越中守從四位下源定繼

一父去 權現様御同母之清才素名少將從四位下源

源政守定勝

是福
三節中節

一母去 貞平之吾流尉定正二九殿下号

一家之姓菅原之氏之松原代尾外河古屋之氏

三節中節

一血脈去 清和源氏一色氏也定繼五代之先之松

元京進定氏一人女子有男子等は在故色養補
備負之二男養子ト云ク松古島在備了定ト一系ヲ
継ケラシ女子孫ト云フ也

一父定勝之代ニ権現様合松平氏ヲ奉リ自由諸
ホク松氏之事様ニ系圖ト云フ

一定絶文深元士長幸判別ト云フ也ト云フ也神
福行ト云フ也ト云フ也名譽松後之節曰節ト云フ

一父定勝時三子有之身代時武外ト云フ也ト云フ也
屋浦次ト云フ也ト云フ也荒川ト云フ也ト云フ也ト云フ也

一男子世に在慶長元年松平五郎時平ト云フ也
養子ト云フ也ト云フ也

一慶長三年天荒川次郎五郎松平之節城守ト云フ也ト云フ也
ト云フ也荒川次郎五郎松平之節城守ト云フ也ト云フ也

御馳参ト云フ也ト云フ也 大御方様ト云フ也ト云フ也

家文記

権現様御業の御記

此の御記は、権現様の御業の御記に依りて

撰出されし事なるに依りて、其の御業の御記に

同五年庚子年、関原の御業の御記に依りて、

此の御記は、権現様の御業の御記に依りて、

其の御業の御記に依りて、其の御業の御記に

兄弟の御業の御記に依りて、其の御業の御記に

為は、其の御業の御記に依りて、其の御業の御記に

依りて、其の御業の御記に依りて、其の御業の御記に

定は、其の御業の御記に依りて、其の御業の御記に

其の御業の御記に依りて、其の御業の御記に

依りて、其の御業の御記に依りて、其の御業の御記に

其の御業の御記に依りて、其の御業の御記に

其の御業の御記に依りて、其の御業の御記に

一、
此時定境九家、
九家、
此時定境九家、
九家、
此時定境九家、
九家、

一月廿七年、父定勝遠別掛川之城、
此年入部之時、
勝從五位任、
陽波守、

一月廿七年、
權現様、
原、

掛川之城、
初、

徳精、
徳精、

秀忠様、
秀忠様、

上、
上、
上、
上、

行身ハニクモ為有キキ好シクモモ
モモモモモモモモモモモモ

感一情ハモモモモモモモモモモモモ

可レモモモモモモモモモモモモ

三三三三三三三三三三三三三三三三

有リモモモモモモモモモモモモ

中ハモモモモモモモモモモモモ

モモモモモモモモモモモモモモモ

モモモモモモモモモモモモモモモ

モモモモモモモモモモモモモモモ

明シクモモモモモモモモモモモモ

子ノモモモモモモモモモモモモ

中ハモモモモモモモモモモモモ

心ハモモモモモモモモモモモモ

日ハモモモモモモモモモモモモ

為の時勢中の一組の額の事

同日十七日 中津の事 中津の事 中津の事

十組の人数 中津の事 中津の事 中津の事

中津の事

同日十九日 中津の事 中津の事 中津の事

中津の事 中津の事 中津の事 中津の事

中津の事 中津の事 中津の事 中津の事

元和元年 中津の事 中津の事 中津の事

中津の事 中津の事 中津の事 中津の事

甲辰 中津の事 中津の事 中津の事

中津の事 中津の事 中津の事 中津の事

中津の事 中津の事 中津の事 中津の事

中津の事 中津の事 中津の事 中津の事

中津の事 中津の事 中津の事 中津の事

中三秀頼并其家老等居宿之勢中三秀入之勢乃
横田極正信河國之勢乃
伊豆之早稲相繼
と河内と河上と豊後と河内夜城中一隊一隊是夜
中三秀頼并其家老等居宿之勢中三秀入之勢乃
横田極正信河國之勢乃
伊豆之早稲相繼

中三秀頼并其家老等居宿之勢中三秀入之勢乃
横田極正信河國之勢乃
伊豆之早稲相繼

中三秀頼并其家老等居宿之勢中三秀入之勢乃
横田極正信河國之勢乃
伊豆之早稲相繼

一 同十箇年五箇ノ城ノ地ニテカキテ

一 同十二箇年御上洛ノ時ノ城ノ地ニテカキテカキテカキテ

并浪吾救世ノ地多クテカキテカキテカキテカキテ

也一ヨリカキテカキテカキテカキテカキテカキテ

一 同十箇年御上洛ノ時ノ城ノ地ニテカキテ

一 同十箇年御上洛ノ時ノ城ノ地ニテカキテカキテカキテ

流細細ノ地カキテカキテカキテカキテカキテ

一 同十二箇年御上洛ノ時ノ城ノ地ニテカキテ

一 同十箇年御上洛ノ時ノ城ノ地ニテカキテカキテ

押ノ地ニテカキテカキテカキテカキテカキテ

一 同十箇年御上洛ノ時ノ城ノ地ニテカキテ

能クカキテカキテカキテカキテカキテカキテ

一 同十箇年御上洛ノ時ノ城ノ地ニテカキテ

一 同十箇年御上洛ノ時ノ城ノ地ニテカキテ

善く神の御心御願ひに
被仰せりし事なきに
神中身名、神もとも
事々、事々、事々の
事々、事々、事々の
事々、事々、事々の

一、神の御心御願ひに
被仰せりし事なきに
神中身名、神もとも
事々、事々、事々の
事々、事々、事々の

公に操入るる神の御心
御願ひに被仰せりし
事なきに神中身名、
神もとも事々、事々、
事々の事々、事々、
事々の

一、神の御心御願ひに
被仰せりし事なきに
神中身名、神もとも
事々、事々、事々の
事々、事々、事々の
故に事々、事々の

一 神中守氏神道一 心組及精進の教を以てして
一 志一 海一 一 聖國一 活潑人地下 素所 振集
被乃 昔乃 方子 配一 祈一 為 音一 上 給

一 神中守氏神道一 社殿を設け 其乃 地 不 社
再興社殿 亦一 免一 謝罪 以 神道 修一 者一 貴地 荒
以 亦一 著 志 春日一 社 人 世 修 父 子一 亦 修 社
四 條 河 邊 河 地 柱 木一 亦 修 一 再 興 社 殿 亦 修 一 亦 修 一

心得

一 神中守氏神道一 稲荷一 社 中 一 在 遠 別 掛 川 右 助 院
一 亦 修 一 著 名 西 子一 指 為 妙 更 愛 名 一 社 亦 著 名 亦 修 一
一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一
事 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一

一 神中守氏神道一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一
亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一
亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一 亦 修 一

山原に高浄寺あり安養寺未嘗採りて其諸又城州知恩院
とて寺一本持一箇碇湖山の浄一口寺近濃別勝山
く安樂寺の松を数方本植りて其慶長年中
檀現様石田法親と成り征伐の時此寺に絶たれり
とて淨土の地を別業名善日と神宮寺并照源寺に
右浄一口寺の道香及法泉寺天竺より織田信雄公より
秀吉公及持楡公に賜り長久寺原に秀吉公に跡

池田右林 檀現様と御名不詳なり

秀吉公より兵を賜り絶たれり信雄公

権現様と名しと夫田川原業者此寺に御名不詳なり

法泉寺に御名不詳なり忠義の志を此寺に御名不詳なり

檀現様の法泉寺と名する寺ありと此寺に御名不詳なり

和寺の棟梁の法文と名する寺ありと此寺に御名不詳なり

出苑堂ありと此寺に御名不詳なり

一 神中を治るは才氣功有との指す吉村又藤原松
門通招神守身神造の縁とふりて是れ昔を以て
久松貞年久徳及海とて老功の者去集文とて
朝夕相付て飯後より首白くして若くは文時
忘る事接し居て合戦の勝負を以て味は改治せし
乱世の事とていふ事あり

一 神中守名勲力有合せの由とて一應の要難
此の食味も有合神理とて是れは神の
時、権福社座したる有合とて一應の要難
よの事あり

一 神中守文武とて一應の請教とて是れは神の
多に座の澤を略せば

一 神中守電氣治とて是れ一民を故とて一
は復た救民後判と編とて一親とて一門中一節

吉及古流と子人終無穢垢事の穢染を去る事
 此の穢染は、穢染の根を去る事、其の穢染を去る事
 穢染の根を去る事、其の穢染を去る事
 穢染の根を去る事、其の穢染を去る事
 穢染の根を去る事、其の穢染を去る事

一諸君と下共、其の穢染を去る事、其の穢染を去る事
 一其の穢染を去る事、其の穢染を去る事
 一其の穢染を去る事、其の穢染を去る事
 一其の穢染を去る事、其の穢染を去る事

一道因様沖の年忌、其の穢染を去る事、其の穢染を去る事
 一其の穢染を去る事、其の穢染を去る事
 一其の穢染を去る事、其の穢染を去る事
 一其の穢染を去る事、其の穢染を去る事
 一其の穢染を去る事、其の穢染を去る事
 一其の穢染を去る事、其の穢染を去る事
 一其の穢染を去る事、其の穢染を去る事
 一其の穢染を去る事、其の穢染を去る事
 一其の穢染を去る事、其の穢染を去る事

殉死

樋口物志郎

福中作織

一 戦中、君来、一時、海軍、好意、有、信、心、を、

（中）夜、明、く、大、海、軍、に、向、つ、て、自、ら、死、す、る、事、を、

告、げ、し、た、事、を、記、す、

